

# 非常災害時における円滑な通信 の確保に向けた体制の整備

## = 非常通信協議会の活動 =

### 1 目的

非常通信協議会は、昭和26年7月に電波法第74条に規定する通信(非常の場合の無線通信)の円滑な運用を図ることを目的として設立。

平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に有線系を含めた体制を整備。

### 2 組織

総務省が中心となり、消防庁、内閣府、警察庁、防衛庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、日本放送協会、都道府県、市町村その他主要な電気通信事業者及び無線局の免許人等、非常通信に関係の深い者によって構成。

また、非常通信協議会は、中央非常通信協議会のもと、地方非常通信協議会及び地区非常通信協議会によって組織されており、それらの運営は、都道府県等の協力を得て実施。

### 3 活動

#### (1) 非常通信計画の策定

被災地の災害対策本部から国の非常本部等への災害情報等の伝達を行うため、公衆網による通信が困難な場合を想定して、非常時にも円滑な通信が行えるよう非常通信計画を策定。

なお、同計画については、毎年度「非常通信事務必携」を策定し、情報の共有化を図っているところ。

( 2 ) 非常通信訓練の実施

非常通信計画に基づき次のとおり非常通信訓練を実施。

主催	訓練の種類	実施時期	訓練開始年度
中央	全国非常通信訓練	春( 6月頃)	昭和29年度
		秋( 11月頃)	平成7年度
	総合防災訓練における非常通信訓練	9月1日	昭和57年度
地方	各地方において独自に時期等を決定し、適宜、訓練を実施。		

( 3 ) 非常通信体制の総点検

各構成員の無線局について、非常時にも円滑に運用できるように、各地方又は地区非常通信協議会ごとに「一斉点検の日」を設定し、無線局の設備・運用体制等について総点検を実施。

( 4 ) 表彰の実施

非常通信の一層の普及・啓発を図ることを目的として、非常通信及び非常通信協議会の活動に功績のあった者を毎年表彰(平成14年度は3団体を表彰。)

( 5 ) 広報活動の展開

防災意識の高揚を図るために非常通信セミナーの開催、非常通信協議会ホームページの開設、リーフレットの配布等、積極的な広報活動を展開。

特に、平成14年3月には、「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」を作成し、地方自治体をはじめとする防災関係機関に対して配布。